## 業務委託基本契約書

株式会社マネーフォワード(以下「甲」という)と株式会社DYMキャリア(以下「乙」という)は、甲が乙に対して甲の業務のうち「マネーフォワードホームカンパニー」(以下「ホームカンパニー」という)の業務を委託し乙がこれを受託することについて、業務委託基本契約(以下「本基本契約」という)を次のとおり締結する。

### 第 1 条 (目的)

- 1. 本基本契約は、第2項に定める委託業務に関して、甲乙間で締結される全ての個別契約(次条に定義する)に適用される。ただし、甲乙間で別段の定めをした場合にはこの限りでない。
- 2. 本基本契約と個別契約が抵触する部分については、個別契約の定めが優先するものとする。
- 3. 本基本契約に基づき有効に成立した個別契約が存続する限り、当該個別契約との関係 においては、本基本契約は契約終了後もなお効力を有するものとする。

### 第 2 条 (委託業務)

- 1. 甲は乙に対し、次の各号に掲げる業務のうち、本条の定めに従い甲乙間で別途締結する個別の契約(以下「個別契約」という)において具体的内容を特定する業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。
  - ① 甲の指定するプロダクトに関するデザイン業務
  - ② その他前号に付帯関連する一切の業務
- 2. 個別契約は、乙所定の申込書(個別契約の申込みを証する書面を意味し、注文書、発注書その他名称の如何を問わない。以下同じ)により、甲が記名押印を行ったうえで当該書面を乙に交付し、乙がその内容を承諾することにより成立する。
- 3. 前項の他、乙が甲に対して、乙所定の申込書に、あらかじめ甲から受注する予定の本業務の契約条件等を記載したうえで交付し、これに甲が記名押印を行ったうえで当該書面を乙に交付した場合、当該交付の時点で個別契約が成立する。

# 第 3 条 (委託料)

- 1. 甲は乙に対し、本業務の対価として、個別契約に定める委託料を支払う。
- 2. 乙は、前項で定める対価を、個別契約で定める期日までに請求し、甲は乙の請求を受けた日が属する月の翌月末日までに、乙指定の銀行口座に振り込み送金する方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

### 第 4 条 (権利の帰属)

- 1. 委託業務の遂行に際して乙から甲へ納入すべき成果物がある場合、成果物(最終成果物のみならず、中間で作成された物を含む。以下同じ。)における発明、考案等の産業財産権(受ける権利を含む。)及び著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)等の知的財産権並びにこれらに関連するその他の権利(以下、総称して「知的財産権等」という。)は、当該委託業務に係る個別契約に定める成果物の納入時に、すべて甲に帰属するものとする。
- 2. 甲は、成果物を自由に使用、複製、改変その他の処分(以下「処分等」という。)をすることができるものとし、乙は、成果物について著作者人格権を有する場合であっても、甲に対して行使しないものとする。
- 3. 前項にかかわらず、乙が委託業務の全部又は一部を再委託したときは、乙は、再委託 先が行った発明、考案、創作等にかかる知的財産権等を甲に帰属させるために必要な 措置を講じるよう努めるものとする。
- 4. 第 1 項にかかわらず、乙又は第三者が、委託業務開始以前から有していた知的財産権等については、乙又は第三者に留保されるものとする。ただし、甲は乙に著作権が留保された著作物につき、個別契約の目的の達成に必要な範囲で、成果物を処分等することができるものとし、乙は、成果物について著作者人格権を有する場合であっても、甲に対して行使しないものとする。
- 5. 乙は第1項に定める知的財産権等の出願、登録手続き等(以下「権利化手続」という。) について甲に協力するものとし、当該知的財産権等の甲への譲渡、許諾及び権利化手 続への協力及び権利不行使の合意にかかる対価は、個別契約に定める業務委託料に含 まれるものとする。

## 第 5 条 (保証)

- 1. 乙は、委託業務の遂行過程及び成果物において、第三者の知的財産権等及びその他の 権利を侵害しないことを保証する。
- 2. 委託業務の遂行過程及び成果物において、第三者の知的財産権等又はその他の権利を 侵害していることを理由として第三者との間で紛争等の問題が生じた場合、乙は、自 己の費用と責任において当該問題の一切を処理し、解決するものとする。なお、本項 の規定は、別途甲から乙に対する第11条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

## 第 6 条 (契約期間・契約更新)

- 1. 本基本契約の契約期間は、2022年5月15日から2022年8月14日までとする。
- 2. 本基本契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、 本基本契約と同一の条件でさらに3ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

3. 個別契約の契約期間は、個別契約において定める。

#### 第 7 条 (中途解約)

甲は、本基本契約及び個別契約の有効期間中といえども、本基本契約又は個別契約を解約 することができるものとする。かかる場合において、乙に直接の損害が発生する場合には、 廣は乙が被った直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとする。

### 第8条(再委託)

乙は、書面により甲による事前の承諾を得た場合に限り、本業務の全部又は一部を、第三者に再委託できるものとし、乙は再委託先に対し、本基本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。ただし、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

#### 第 9 条 (機密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく機密情報(次項に定義する)を本基本契約又は個別契約の目的外に使用若しくは利用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- 2. 本基本契約において機密情報とは、本基本契約第2条にて委託した業務に関連する一切の情報、技術情報、技術資料を対象とするが、それに限定されることなく、顧客名簿、販売計画及び開発予定の機器、開発中の機器、事業計画等第三者に漏洩されれば開示者の損失となる技術上、営業上その他の一切の情報であって、本基本契約の締結日から本基本契約及び個別契約が満了又は合意解約により終了する迄の期間中に開示者が被開示者に対して機密である旨明示して開示した一切の情報をいう。
- 3. 以下の情報は、機密情報に含まれないものとする。
  - ① 開示を受けた時に既に公知、公用の情報
  - ② 開示後被開示者の責によらず公知、公用となった情報
  - ③ 開示を受けた時に既に知得していた情報
  - ④ 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく入手した情報
  - ⑤ 法令により、更に守秘義務を負わせることなくかつ無制限に公に開示することが 義務づけられた情報
  - ⑥ 被開示者が、開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発又は創作 した情報
  - ⑦ 前各号の他、甲及び乙が機密情報から除かれることを相互に書面により合意した 情報

- 4. 甲及び乙は、本業務遂行の目的のために必要最小限の範囲で、社内においては役員又は従業員に対して、社外においては弁護士、会計士等法律上守秘義務を負う者に対して、機密情報を開示できるものとする。ただし、社外に対して開示する場合、甲及び乙は、当該開示の相手方が第三者に機密情報を開示することのないよう相手方と機密保持契約を締結する等適切な措置を講じなければならない。
- 5. 甲又は乙は、相手方から求められた場合又は本基本契約及び個別契約が終了した場合、相手方より引渡しを受けた機密情報が記載又は記録された書類その他一切の記録媒体 (電磁的又は電子的媒体を含むが、これらに限定されない)及びその複製物を相手方 に返還又は相手方の指示に従いそのすべての複製物を破棄若しくは消滅させなければ ならないものとする。
- 6. 機密情報の開示又は提供を受けた者は、当該機密情報を冒用し、そのまま又はこれに 補足する等して完成させ、これを自己の知的財産権として登録出願若しくは申請又は 主張しないものとする。
- 7. 本基本契約に先立ち又は個別契約において機密保持に関する契約又は定めをしたときは、当該契約又は定めが本条に優先して適用されるものとする。

## 第 10条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙はそれぞれ、現在、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、 かつ将来にわたって、次の号のいずれにも該当しないことを確約する。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - ⑥ その他前各号に準ずる者
- 2. 甲及び乙は、それぞれ、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲及び乙は、相手方が前2項各号のいずれかに該当(その取締役、執行役員及び監査 役が該当する場合を含む)し、又は前2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽 の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せずして、本基本契約及び個別契

約を即時解除することができるものとする。なお、この場合において甲又は乙が発する解除の通知は、相手方に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

- 4. 前項により解除通知を受けた一方の当事者は、本基本契約又は個別契約の解除により 生じた損害について相手方になんらの請求をしない。ただし、相手方からの損害賠償 の請求は妨げられないものとする。
- 5. 本条第3項の規定により本基本契約又は個別契約が終了する場合、これらの契約は将来に向かって効力を失うものとする。

### 第 11 条 (引抜行為の禁止)

- 1. 甲は、乙の役職員、再委託先又はその下位の委託先(以下「乙の委託先等」という) に対して、ホームカンパニーの業務に従事させることを目的として、引き抜き及びこれに準ずる行為(退職の勧奨、退職者に対する誘引、営業活動、及び条件交渉等を含み、以下、本条において「引き抜き等」という)を行ってはならないものとする。
- 2. 甲が、乙の役職員が乙を退職してから6か月以内に当該役職員を甲のホームカンパニーの業務に従事させることを内容として雇用等した場合、前項の規定に違反したものとみなす。
- 3. 甲は、本条の定めに違反して乙の役職員又は乙の委託先等を甲のホームカンパニーの 業務に従事させることを内容として雇用等した場合、引き抜き等の対象者に応じ、乙 の役職員の場合には該当する役職員の引き抜き等前の年収に相当する金額、乙の委託 先等の場合には本基本契約及び個別契約に基づく委託料総額の1年分に相当する金額 を支払はなければならないものとする。

## 第 12条 (業務遂行の独立)

- 1. 甲及び乙は、乙又は乙の再委託先が本業務を遂行するに際し、業務の遂行方法、勤怠管理等を乙又は乙の再委託先が自らの判断で行い、甲からの指揮命令を受けるものではないことを相互に確認する。
- 2. 乙は、原則として、自ら提供する機械、設備、器材(本業務上必要なる簡易な工具を除く)若しくは本業務に必要な材料、資材(以下、本条において「器材等」という)を使用するものとする。ただし、機密情報を含む情報の管理、本業務の性質、その他甲が所有又は管理する器材等の貸与を受けるべき合理的理由がある場合は、この限りではない。
- 3. 前項ただし書きに基づき、甲から乙に対して器材等の貸与を行う場合(以下、貸与される器材等を「貸与品」という)、貸与の対価その他貸与品の取扱い等に係る事項について別途覚書を作成する。

### 第 1 3 条 (解除)

- 1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
  - ① 破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
  - ② 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
  - ③ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - ④ 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
  - ⑤ 自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能 な状態になったとき。
  - ⑥ 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
  - ⑦ 相手方が本基本契約又は個別契約の各条項に違反したとき。
  - ⑧ 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
  - ⑨ その他本基本契約又は個別契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 2. 前項の定めに従い、甲又は乙が本契約契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除した場合でも、相手方に対して、その被った損害の賠償を請求することを妨げない。

### 第 1 4 条 (損害賠償)

- 1. 甲又は乙は、本基本契約及び個別契約に関して、自らの責めに帰すべき事由により相 手方に損害を与えた場合、現実に生じた通常かつ直接の範囲において当該損害を賠償 するものとする。
- 2. 前項に定める損害賠償の額は、甲が乙に支払った委託料の総額をもって上限とする。

#### 第 15条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、本基本契約又は個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、承継し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### 第 16条 (個別契約終了後の処理)

個別契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに当該個別契約に基づく本業務に関する 物品を返還又は破棄するものとする。

## 第 17条 (余後効)

第9条(機密保持)、第10条(反社会的勢力の排除)第4項、第13条(解除)第2項、 第14条(損害賠償)乃至第19条(協議)の規定は、本基本契約及び個別契約の解除又 は期間満了による終了後もなお有効に存続するものとする。ただし、第12条(機密保持)は、本基本契約及び個別契約が終了した時から3年間に限り有効とする。

# 第 18 条 (裁判管轄)

本基本契約及び個別契約に関する一切の争訟は、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 1 9 条 (協議)

本基本契約及び個別契約に関し、定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本基本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ、各 1 通を保有する(電磁的処理も含む。)ものとする。

2022年 7月 28日

東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F

甲:株式会社マネーフォワード 代表取締役社長 CEO 辻 庸介

東京都品川区大崎一丁目11番2号

乙:株式会社DYMキャリア 代表取締役 沖之城 雅弘